

障がい者雇用の水増し問題に関する意見書

このほど発覚した中央省庁や自治体等における障がい者雇用の「水増し」問題は、自ら法を遵守しなければならない行政による国民への背信行為であり、とりわけ模範となるべき中央省庁において法律違反が重ねられてきたことは極めて重大な問題と言わざるを得ません。

今年3月に「第4次障害者基本計画」を閣議で決定し、その中に、「国の機関においては民間企業に率先垂範して障がい者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の完全達成に向けて取り組むなど、積極的に障がい者の雇用を進める。」と明記しているにもかかわらず、このような事態に至っていることは、個々の省庁の責任はもちろん、政府の中核および閣議としての責任が問われるものです。

厚生労働省は8月28日、2017年6月時点で不適切に算入した人数が、27機関で3,460人に上り、平均の雇用率は調査前の2.49%から1.19%に止まると発表しました。行政機関は2017年当時の目標雇用率2.3%を達成していたことになっておりますが、到底信用することはできません。

ハンディキャップを乗り越え、持てる能力を行政の場で発揮したいと願う障がい者の働く機会が失われたという事実を、国や自治体は重く受け止めるべきであります。

またこの問題は、政府が公表してきた資料を基に作られてきた関連施策に対する影響、さらには民間企業の障がい者雇用にも悪影響を及ぼすものとなります。

企業の障がい者雇用について、目標値を下回れば納付金を徴収されるというペナルティもあり、障がい者の受け入れに知恵を絞り、相当な工夫を講じているところも少なくないと思われまふ。真面目に努力している民間事業者の怒りは強いに違ひありません。

摂津市は「障害者福祉都市(ふれあい都市)宣言」の中で、障がい者が人間としての尊厳を重んじられ、誰からも差別されない、また、健常者と区別されることなく社会の一員として、地域や職域などあらゆる社会の中で生きがいのある生活を送ることができる社会を築くことを決意しています。

よって本市議会は、障がい者雇用の水増し問題における再発防止策の策定と第三者機関による徹底した真相解明と障がい者の労働政策の抜本的改革を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日

摂津市議会